

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和6年 6月 14日

高知県知事 濱田省司 殿

提出者

住 所 高知県南国市久礼田2420番地

氏 名 株式会社 トップンエレクトロニクスプロダクツ 高知工場

取締役高知工場長 紺屋直弘

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 088-862-1899 (担当部署直通)



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

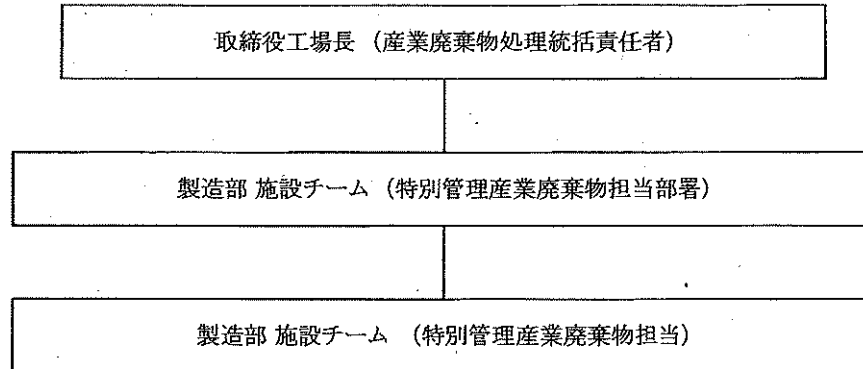
事業場の名称	株式会社 トップンエレクトロニクスプロダクツ 高知工場
事業場の所在地	高知県南国市久礼田2420番地
計画期間	令和6年4月1日 から 令和7年3月31日 まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	電子部品・デバイス製造業
② 事業の規模	資本金 1億円 令和5年度 生産額 20億1387万
③ 従業員数	141名 (令和6年4月1日現在 : 協力企業従業員含む)
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	『別紙1』参照願います。

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 5 年度）実績】						
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸		強酸（有害）		引火性廃油	
	排 出 量	35.92	t	9.32	t	8.72	t
	(これまでに実施した取組)						
	・ 製造プロセスの効率化 ・ 従業員への現場教育 ・ 手順書の作成および現場への掲示 ・ 工程内の歩留まり向上						
②計画	【目標】						
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸		強酸（有害）		引火性廃油	
	排 出 量	18.00	t	3.00	t	13.00	t
	(今後実施する予定の取組)						
	・ 上記の取組を強化します						

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別している特別管理産業廃棄物は無く、特に取組は有りません
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別している特別管理産業廃棄物は無く、特に取組は有りません

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 5 年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	-	-	-
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	-	-	-
	(これまでに実施した取組) 再生利用に関する取組は有りません			
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	-	-	-
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	-	-	-
	(今後実施する予定の取組) 再生利用に関する取組の予定は有りません			

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 5 年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	-	-	-
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	-	-	-
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	-	-	-
	(これまでに実施した取組) 中間処理に関する取組は有りません			
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	-	-	-
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	-	-	-
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	-	-	-
	(今後実施する予定の取組) 中間処理に関する取組は有りません			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（ 5年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	-	-	-
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	-	-	-
	(これまでに実施した取組) 埋立処分の予定は有りません			
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	-	-	-
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	-	-	-
	(今後実施する予定の取組) 埋立処分の予定は有りません			

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 5年度）実績】					
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸		強酸（有害）		引火性廃油
	全処理委託量	35.92	t	9.32	t	8.72 t
	優良認定処理業者への処理委託量	35.92	t	9.32	t	8.72 t
	再生利用業者への処理委託量	35.92	t	9.32	t	8.72 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.00	t	0.00	t	0.00 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00	t	0.00	t	0.00 t
	(これまでに実施した取組) 委託先の選定条件として『搬入された廃棄物を全量リサイクルする事』を重視して選定を実施しています					

(第5面)

②計画	【目標】									
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸		強酸（有害）		引火性廃油				
	全 処 理 委 託 量	18.00	t	3.00	t	13.00	t			
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	18.00	t	3.00	t	13.00	t			
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	18.00	t	3.00	t	13.00	t			
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0.00	t	0.00	t	0.00	t			
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0.00	t	0.00	t	0.00	t			
(今後実施する予定の取組) 今まで実施してきた取組を維持していきます。また、廃棄物を有価買取 する業者の選定を模索します。										
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（ 5 年度）実績】									
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)			53.96 t						
	(今後実施する予定の取組等) ・電子マニフェスト入力ミス無きよう取り組み強化									
※事務処理欄										

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分にに関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

『別紙 1』

産業廃棄物の一連の処理の工程（産業廃棄物・特別管理産業廃棄物 併記）

廃棄物の種類・名称および発生源

処理・処分の流れ

特別管理産業廃棄物	強 酸	フッ酸廃液 ●ユニットエッチング工程 ユニットエッチング 装置から発生	処分業者にて中和処理後 セメント原料として再生
	強 酸 (有 害)	重金属廃液 ●クロムエッチング工程 クロムエッチング 装置から発生	処分業者にて焼却処理後 残渣を原料として再生
	引 火 性 廃 油	有機溶剤等 ●工場内全ての 有機溶剤利用 施設から発生	処分業者にて燃料として再利用
		有機更新廃液 ●TFT工程 洗浄装置から 発 生	処分業者にてエマルジョン燃料化
		CFレジスト廃液 ●カラーフィルター工程 現像装置から発生	処分業者にて焼却処理後 残渣をセメント原料として再生
産 業 廃 棄 物	廃プラスチック	塩ビ・雑ゴミ等 ●工場内の 全工程から発生	処分業者にて焼却後 スラグ化して再利用
		溶剤付着物 ●工場内全ての 有機溶剤利用 施設から発生	処分業者にて焼却後 スラグ化して再利用
		発泡スチロール等 ●工場全体より発生	回収業者にて ビデオテープの外装として再生
		RPF対象品 ●工場全体より発生	処分業者にてRPFに加工後 燃料として再利用
		PEドラム缶 ●カラーフィルター工程 現像装置から発生	処分業者にて破碎処理後 プラスチックの原料として再利用
		装置等の付属品 ●工場全体より発生	処分業者にて破碎処理後 プラスチックの原料として再利用
		FRP受水槽 ●排水処理施設より発生	処分業者にて破碎処理後 管理型処分地に埋立
		排水処理施設より発生	管理型処分地に埋立
	汚 泥	脱 水 汚 泥 ●排水処理施設 より 発生	セメント会社にて 副原料として再利用
	ガラス陶磁器	ガラス基板・液晶 ●TFT工程にて 発生する不良品	セメント会社にて 副原料として再利用
		薬液ビン ●製造工程全般 から発生	処分業者にて破碎・焼却後 スラグ化して再利用
		その他のガラス ●工場全体より発生	薬液ビンと同時に回収
		一般 金 属 ●工場全体より発生	金属再生業者にて再利用
	金 属	バッテリー・乾電池 ●工場全体より発生	金属再生業者にて再利用
		洗剤廃液 ●TFT工程の 洗浄装置から発生	セメント会社にて 冷却材として再利用
	廃 アルカリ	CF現像廃液 ●カラーフィルター工程の 現像装置から発生	中和処理後の残渣を セメント会社にて副原料として再利用
		現像廃液 ●TFT工程 現像装置から発生	処分業者にてエマルジョン燃料化
		現像廃液 ●TFT工程 現像装置から発生	処分業者にてエマルジョン燃料化
	廃 油	●TFT工程 現像装置から発生	処分業者にてエマルジョン燃料化
	廃電池	装置等の付属品 ●工場全体より発生	処分業者にて解体後、再利用 金属→金属原料、プラスチック→再 生樹脂、アルカリ液→中和処理